

平成29年度 第2回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成29年11月14日（火）

午前10時から午前11時30分まで

場所：パレス宮城野 けやきの間

○司会

それでは、定刻となりましたので、只今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。会議次第、資料一覧、委員名簿、席次表、関係課室出席者名簿、続きまして資料の1から資料4、その他参考資料としまして、うぐいす色の「子どもを犯罪の被害から守りましょう」と記載された、「子どもを犯罪の被害から守る条例」のリーフレット、同条例の全文、「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」と記載された水色のリーフレットを配布しております。その他、啓発ツールとしまして、クリアファイルとボールペン、ビニール袋を配布させていただいております。全て、お手元にお揃いでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部吉田次長よりあいさつを申し上げます。

○環境生活部長

環境生活部の吉田でございます。どうぞよろしくおねがいたします。

本日はお忙しい中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」に基づき、県警察をはじめ関係機関・団体や県民の皆様と連携しながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めております。今年度は、さらに、学校や大規模小売店舗、社会福祉施設等の関係者の方々が、犯罪の起きにくい環境づくりに取り組むためのマニュアルである「各種防犯指針」の改定を進めているところでございます。

8月に開催しました前回の委員会では、防犯指針の中間案について御報告の上、皆様からの御意見をちょうだいいたしました。本日の委員会では、最終案をお示ししたいと考えているところでございます。

この最終案には、皆様からいただきました御意見をできる限り反映させたほか、市町村等からいただいた意見等を反映させていますが、全ての県民が安心して安全に暮らすことができるみやぎの実現に向けた、より実効性のある指針を策定するため、改めて忌憚のない御意見をちょうだいできればと思います。

また、あわせまして、平成28年1月1日に施行されました「子どもを犯罪の被害から守る条例」につきまして、間もなく施行から2年が経過することとなりますので、その状況についても御報告いたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○司会

本日は、18名の委員中、13名の方に御出席をいただいておりますので、本委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとまり次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

続いて、本日御出席の委員の皆様の御紹介についてですが、今回は今年度2回目の委員会でございますので、お手元にお配りいたしました委員名簿及び席次表を以って代えさせていただきますのでご了承願います。

それでは、本委員会の役割等について御説明させていただきます。

本委員会は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第1項の規定により設置され、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画のほか、安全・安心まちづくりに関する重要事項について審議することを目的としております。

今後のスケジュールにつきましては、事務局から説明いたします。

○事務局

事務局の小松でございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは私からスケジュールについて御説明いたします。資料1をご覧ください。

先ほど次長からも御説明させていただきましたが、8月31日に、前回の第1回の委員会を開催させていただきました。そこでいただきました御意見等を踏まえまして、中間案を修正させていただきました。その中間案を確定いたしまして、9月21日に県議会常任委員会——こちらは、環境生活農林水産委員会でございます——そちらの方にご報告させていただいております。そして、9月25日から10月24日までの1か月間、パブリックコメントを実施させていただきました。また、併せて、各市町村や庁内関係各課にも意見照会を行っております。

本日は、委員の皆様、このような意見を踏まえまして事務局で作成いたしました最終案について御審議いただきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

また、本日いただいた意見を反映させた上で、県警察を所管いたします公安委員会と12月の中旬に協議をさせていただいて、知事、県警本部長、教育長等から構成される安全・

安心まちづくり本部会議にかけまして、そちらを経て完成となります。

なお、本指針につきましては、議会の議決という手続きはございませんことから、議会に対しては報告を行うのみという予定となっています。

現在のところ、当初の想定どおりの進捗状況となっておりますので、来年1月上旬の決定に向けて今後とも手続きを進めていきたいと考えております。

なお、今年度の委員会につきましては、2回目の今回が最後となりますので、緊急の案件がない限り今年度は開催されません。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ただいまの説明に対しまして、御質問等はございますでしょうか。

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、以降の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。大淵会長、よろしくお願いいたします。

○大淵憲一会長

みなさんおはようございます。

議長を務めさせていただきます大淵です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事の(1)「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の最終案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局の菅原と申します。

私からは「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」最終案について説明させていただきます。

説明内容につきましては、主に前回委員会で御報告いたしました「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり防犯指針」中間案からの修正点と前回委員会後に実施した、パブリックコメント・市町村意見照会・庁内関係課意見照会結果等について御説明いたします。

まずは資料が2-1から2-5までと多いので、簡単に資料について説明いたします。

右上に資料2-1と記載されたA4版横の資料が前回委員会からの修正点一覧です。

次に右上に資料2-2と記載されたA4版横の資料がパブリックコメントや各市町村等への意見照会結果一覧です。

次に右上に資料2-3と記載されたA3版横の資料が防犯指針最終案概要となります。

次に右上に資料2-4と記載されたA4版縦の資料が防犯指針最終案となります。

防犯指針最終案本編は全部で61ページとなり、表紙や目次やチェック票を合わせますと全体で75ページとなります。

最後に右上に資料 2-5 と記載された A4 版横の資料が新旧対照表となります。
主に、資料 2-1, 資料 2-2, 資料 2-4 を使用して説明させていただきます。
まずは前回委員会からの修正点について説明いたします。

資料 2-1 を御覧下さい。

この資料は、前回委員会において、委員の皆様からいただいた御意見を基に修正した修正点の一覧表となります。

資料にアンダーラインが引かれている箇所につきましては、前回委員会後に修正した箇所となります。

資料 2-1 に限らず、資料 2-2, 2-3, 2-4, 2-5 にもアンダーラインが引かれている箇所がございますが、同様に前回委員会後に修正した箇所となります。

なお、極一部ではございますが、御意見をいただきましたが、修正していない箇所もございますので、その点についても修正しなかった理由も含めて説明いたします。

それでは、資料 2-1 の左上、番号 1 の項目「防犯指針の名称について」から説明いたします。

あらかじめ申し上げますと、この番号 1 のみがいただいた意見について修正しなかった項目となります。

番号 1 の意見内容は、本防犯指針の名称である「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」について「各種」は不要ではないかというものです。

この意見につきましては、資料の「修正の考え方」に記載のとおり、防犯指針は「総則」と 6 つの対象が異なる「各種」指針により構成されているものであることから、継続して名称に「各種」を付けることといたしました。

次に番号 2 の「サブタイトル」について説明します。

前回委員会で御報告いたしました防犯指針中間案には～『入りにくく、見えやすい』を目指して～というサブタイトルを付けておりました。

しかし、サブタイトルに例えば「犯罪を起こそうとする者が」という主語がなければ、趣旨が読む者に伝わりにくく、商業施設等にあつては「拒絶」の印象を与えかねないことから、防犯指針最終案ではサブタイトルを削除いたしました。

その代わり、右欄の「修正内容等」に記載しておりますとおり、「1 総則」「(4) 基本的な考え方」の冒頭にその趣旨を記載しております。

実際の防犯指針最終案にどのように御意見が反映されているのか、御覧いただいた方が御理解いただけたと思いますので、ここで防犯指針最終案の該当箇所を御覧になっていただきたいと思ひます。

右上に資料 2-4 と記載されております、防犯指針最終案を御覧下さい。

防犯指針最終案の表紙をめくりますと、目次となっておりますが、本文の 2 ページを御覧下さい。

「(4) 基本的な考え方」という項目の下に、「入りにくく」「見えやすい」場所が多い

まちづくりを目指す旨を記載しております。

再び、修正点の説明に戻らせていただきますので、資料2-1にお戻り下さい。

番号3の「防犯指針を有効に活用するためには」について説明いたします。

今回防犯指針を改定いたしますが、改定した防犯指針を有効に活用するためには、県民一人一人に対する啓発が必要ではないかという御意見をいただきましたので、「1 総則」に新たに(6)として「有効活用の推進」という項目を追加しました。

詳細については右欄に記載したとおりですが、「防犯指針の周知」、「防犯意識の共有」、「継続的な啓発・訓練」に関して記載しております。

防犯指針最終案の12ページに記載しておりますが、時間の都合もございましたので、詳細については割愛させていただきます。

番号4の「人的な防犯活動の充実について」ですが、防犯設備等(ハード面)を効果的に活用するためには、マンパワーの発揮などの人的な防犯活動(ソフト)の充実が不可欠であり、その点に関して明記した方が良いとの御意見をいただきましたので、右欄のとおり、「1 総則」の中に人的な防犯活動の充実という項目を追加したものです。

番号5の「指針の方向性」についてですが、今回の防犯指針の改定で新たに「大規模小売店舗等」の指針、「社会福祉施設等」の指針を新規に追加しておりますが、このことについて「1 総則」「(3)方向性において」、防犯指針の内容を広め、公共空間全体の防犯性能を高めることを目指すことを明記した方が良いとの御意見をいただきましたので、右欄のとおり修正しております。

次に番号6の「基本的な考え方」についてです。

防犯指針の基本的な考え方を冒頭で列挙し、読む者に防犯指針の考え方を最初に示した方が良いとの御意見をいただきましたので、右欄のとおり、「1 総則」「(4)基本的な考え方」の項目で、「基本的な5つの考え方」として、防犯指針全体を貫く基本的な5つの考え方を示しております。

「基本的な5つの考え方」については、実際に防犯指針を御覧いただいた方が御理解いただけたと思いますので、資料2-4防犯指針最終案の2ページを御覧下さい。

2ページ下部に「基本的な5つの考え方」として、「イ 照度・見通しの確保」「ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御」「ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化」「ニ 地域住民等の連携の強化」「ホ 防犯設備の効果的な活用」として、防犯指針の冒頭で列挙しております。

この中でも、「ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化」は、今回の防犯指針最終案から、新たに書き起こしている項目となります。

ハの詳細については6ページのとおりとなりますが、基本的に犯罪被害の対象となる人及び物の犯罪回避能力や防犯能力を高め、犯罪被害を防止するという事項が記載されております。

以上までは「1 総則」に関する修正点で、次からは各防犯指針に関する修正点となり

ますが、時間の都合もございますことから、以降は説明が必要となる番号について、抜粋して説明させていただきます。

番号7を割愛して、番号8の「2 児童等の安全の確保のための指針」「ハ 被害防止教育の推進」について説明させていただきます。

児童等への犯罪被害を防止する上で、被害防止教育は大変重要であることから、被害防止教育について強化するべきであるとの意見をいただきましたので、この意見を反映するため、それまでは「(2) 通学路等の安全対策」の中の1項目の「ハ 被害防止教育の推進」として記載していたものを、新たに「(3) 被害防止教育の推進」として「(2) 通学路等の安全対策」から独立した項目として記載しております。

詳細については、右欄のとおりとなります。

また、23ページには防犯標語である「イカのおすし」のイラストも追加しております。

次に番号9の「3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等」の指針「ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置」に関して、「駐車場の設置者等は使用方法の表示を行い、チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底させる」と記載した方が良いとの御意見をいただきましたので、右欄のとおり修正しております。

次に番号10を割愛して、番号11と番号12について説明いたします。

番号11は「深夜商業施設等」の指針、番号12は「大規模小売店舗等」の指針に関する意見ですが、どちらもATMに関する意見であり、同一内容なので、一緒に説明させていただきます。

ATMの配置場所について、「可能な限り従業員等の目が届く場所」に配置するように配慮する旨を追加した方が良いとの御意見をいただきましたので、振り込め詐欺被害等を従業員等の声かけにより未然防止するため、右欄のとおり「従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら」と追加記載しております。

次に番号13の「社会福祉施設等」の指針の「ロ 敷地内での不審者の発見・排除対策」についてですが、防犯能力向上のため、「玄関、サッシ等に補助錠を取り付けたり、防犯フィルム等を窓ガラスにはり付けると記載されているが、社会福祉施設等の場合、場所によっては消防署等関係機関の指導で、補助錠を付けないように指導される場合がある」との御意見をいただきましたので、右欄のとおり「消防署等関係機関に確認の上」と追加しております。

最後に番号14ですが、これも「社会福祉施設等」の指針に関するものですが、「ニ 安全を守るための訓練の実施」についてです。

社会福祉施設等に不審者が侵入した場合に、110番通報あるいは119番通報することができない場合があるので、110番通報の訓練のみならず、ボタンを押すだけで警備会社等へ通報が行われる、非常通報装置を使用した訓練についても記載した方が良いとの御意見をいただきました。

以上のような委員の皆様方からの御意見に基づき防犯指針中間案を修正し、修正した防

犯指針中間案に対するパブリックコメントを平成29年9月25日から同年10月24日まで実施いたしました。

また、同時に県内35市町村に対する意見照会及び県警や教育委員会も含めた庁内関係課に対する意見照会を実施しました。

その結果が、資料2-2パブリックコメント・市町村意見照会・庁内関係課意見照会実施結果一覧となります。

まずは、パブリックコメントの実施結果から説明いたします。

パブリックコメントについては、先ほどもお話ししたとおり、本年9月25日から10月24日まで1ヶ月間実施し、マスコミへ資料提供した上、防犯関係者が多数集まる全国地域安全運動宮城県大会等のイベントでパブリックコメントについて周知いたしました。結果として意見はございませんでした。

市町村意見照会の結果については、2自治体から5件の意見がありました。

意見の内容については、資料2-2の1ページから2ページ、左欄の番号で言うと1から5までとなります。

この意見の内、防犯指針最終案に反映した意見は1件のみだったので、時間の関係もございませんので、反映した意見のみここでは説明させていただきます。

番号1の「防犯指針に振り込め詐欺等の被害防止に関しても記載すべき」という意見です。

振り込め詐欺等が増加している現状を鑑み、右欄のとおり「(イ) 犯罪被害の対象となる人の強化」に、アンダーラインのとおり、振り込め詐欺等の被害に遭いやすい高齢者の被害防止に関して記載しております。

次に庁内関係課意見照会実施結果について説明します。

資料2-2の3ページとなります。

庁内関係課に意見照会を実施したところ、2課から4件の意見がございました。

3ページの番号1から番号4までとなります。

時間の関係もございませんので、主なものを説明いたします。

番号1を割愛して、番号2の「児童等の安全の確保のための指針」の「(ロ) 敷地内での不審者の発見・排除対策」についてです。

こちらはイラストに関する意見なので、実際にイラストを御覧いただきながら、説明いたしますので、資料2-4防犯指針最終案の14ペーを御覧下さい。

14ページの左下に、看板のイラストがあり、「学校に御用のある方は必ず受付にお立ち寄りください。御用のない方の立入りはお断りします。」と記載されておりますが、そこに、看板の設置責任者を明確にするために、「学校長」と記載した方が良いとの意見なので、意見のとおり修正しております。

次に番号3を割愛して、番号4となります。

番号4は「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の、共同住宅のエ

エレベーターの扉に関する意見となります。

防犯指針中間案では「エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする」と、できるだけエレベーターの扉には、かご内を見通せる構造の窓が設置されたものが望ましいと記載していましたが、平成14年の建築基準法の改正に伴い、エレベーターの昇降路に関する防火防煙対策に関する基準が変更となり、一般のガラス戸付きの扉は、防火防煙の基準を満たす特定防火設備とは認められなくなったので、今後新築や改築される共同住宅のエレベーターの出入口の扉には、かご内を見通せる構造の窓を設置することが困難であるという意見です。

意見のとおり、現行の法律では、かご内を見通せる構造の窓をエレベーターの扉に設置することが困難となるので、右欄のとおりエレベーターの扉に関する記述を削除しております。

以上のような修正点を基に防犯指針最終案を作成いたしました。

その概要につきましては資料2-3のとおりとなります。

また、新旧対照表につきましては資料2-5のとおりとなります。

私からの説明は以上となります。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。

この防犯指針といいますのは、当委員会が主な任務としております、県の安全・安心まちづくり基本計画に基づいて、施設管理者——戸建住宅も含むようですけども——施設管理者を対象に防犯対策、あるいは技術的なアドバイス等、より具体的に示したものでございます。

前回の委員会では中間案をお示しいただいて、それについて委員の方々から、非常に重要な意見をたくさんいただきました。

また、パブリックコメント、市町村、庁内関係各課の御意見等も踏まえて、今回修正案が出されておまして、これについて、ただいま詳細に御説明いただいたところでございます。

これについて、委員の方々から、御意見・ご質問等がありますでしょうか。

○大淵憲一会長

では、私から一点だけ。ご説明の中でエレベーターの話がありましたが、廊下からエレベーターの内部が見渡せるような、窓がついているようなものがありますけど、ああいうものは今後作られなくなるということをおっしゃったのでしょうか。

○事務局

担当課に確認したところ、例えばガラスに網を入れて防火対策を行うという方法もある

のですが、それだけでは、防火基準を満たせなく、例えばシャフト（※エレベーターが走行するたて穴のこと）全体や扉、かご内全体をかなり高い水準で防火対策を行わなければ基準を満たせないということなので、今後新たに、窓がついたエレベーターを設置することは、不可能ではないもののかなり困難なものと思われます。

○大淵憲一会長

わかりました。

最近のエレベーターはご存知のとおり、監視カメラのようなものが概ねついているようですので、そういう意味で内部をチェックするということは、不可能ではないと思います。

○ザンペイツフ・バキトグル委員

青葉通りにある建物で、1階のエレベーターの扉の上にモニターがついているんです。そうすると、外で待ってる人が中の様子が見えるんです。ガラス窓が難しいのであれば、こうした対応でもいいのではないかと思いました。

○大淵憲一会長

なるほど。私は、モニターは専門の業者の方が見ているものだと思いましたが、建物によっては一般の利用者も内部の様子が見られる設備もあるということですね。

○ザンペイツフ・バキトグル委員

そうです。誰が乗っているのかがわかるようになっています。

○大淵憲一会長

わかりました。他に何かございませんでしょうか。

この場ですぐというのも難しいと思いますので、一旦議事を進めさせて頂いて、また後ほど、改めて防犯指針に対して御質問を伺うこととし、とりあえず議事を進めさせていただくのはいかがでしょうか。

(反対意見無し)

○大淵憲一会長

それでは、次の議事の「子どもの犯罪の被害から守る条例」の施行状況について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、子どもを犯罪の被害から守る条例の施行状況について、事務局の吉田よりご説明いたします。

座って説明させていただきます。

この子ども条例は、平成27年7月10日に公布され、平成28年1月1日に施行されました。今年の12月31日をもちまして施行からちょうど2年が経過することから、本日は、条例の施行状況について御報告させていただきます。

お配りしている資料は、右上に資料3と記載されております、「子どもを犯罪の被害から守る条例の施行状況について」になります。さらに、参考資料しまして、うぐいす色のリーフレットと子ども条例の全文を記載したA4サイズの資料を配布しております。

まず、施行状況についてご説明する前に、条例制定後に就任された委員の方もいらっしゃいますので、条例の内容について御説明いたします。

お手元のうぐいす色のリーフレットをご覧ください。お開きいただきますと本条例の概要について記載されております。

前回の委員会でも御報告させていただきましたが、本県の刑法犯認知数は毎年減少し続けております。一方で子どもに対する声がけ・つきまとい等については、年々増加傾向にございました。

一般的に子どもに対する誘拐やわいせつ事件等は、このような声がけをきっかけに発生することが多いと言われておりまして、このような状況は決して看過できるものではございませんでした。

そこで、リーフレット右上にも記載しておりますとおり、特に子どもは心身が未成熟であり、犯罪の危険から身を守る能力が大人に比べ低いため、社会全体で子どもを守っていく必要があることから本条例が制定されました。

今申し上げましたとおり、未成熟な子どもを守るために作られた条例でありますので、一般的には児童福祉法などでは、18歳未満を対象とされておりますが、本条例の対象は、13歳未満の子どもとなっております。

さて、本条例の特筆すべき点は大きく3つございます。

1つ目が、県民の皆様等の責務を定めている点です。2つ目が、罰則付きの禁止行為を定めていることです。そして、3つ目が、適用上の注意を定めている点です。

まず1つ目の責務規程についてご説明いたします。

本条例は、県としての責務の他、県民と事業者についても子どもを犯罪の被害から守ることに關して努力義務規定を設けております。

具体的に、県民の皆様には、家庭において子どもと防犯について話し合っていたり、地域の防犯活動に積極的に参加していただきたいと考えております。

また、事業者の皆様には、夜間に、子どもだけで店舗内にいるような場合に帰宅を促したり、県民の皆様と同様、地域の防犯活動に積極的に参加していただきたいと考えております。

続いて、2つ目の禁止行為についてです。

本条例では、既存の条例では規制しきれない範囲について、禁止行為を設定し、子どもを犯罪の被害から守ることとしております。リーフレットにも記載されておりますとおり、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態ある13歳未満の子どもに対し、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為として、①から⑤までの5つの行為を禁止しております。

なお、ここでいう保護監督者とは、「親権を行う者」、「未成年後見人」、「学校の職員その他の者で、子どもを現に保護し、若しくは監督する者」のいずれかの者のことを指します。

①から⑤の禁止行為についてですが、具体的には、①の甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出し、又は誘い込もうとすること、一ここでいう甘言とは、例えば「美味しいお菓子をあげるよ」等といった、決して嘘ではないものの、相手の気を引くような巧みな言葉を指します。一、そして、②の義務のない行為を行うことを要求すること、③の言い掛かりをつけ、又はすごむこと、④の身体、衣服、所持品等をつかむこと、⑤の進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと、こういった行為を禁止行為としております。

今申し上げました①から⑤の中で、③の言い掛かりやすごむ、④の身体等をつかむ、⑤の進路に立ちふさがったりつきまどったりする行為を行った場合は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料を科すこととしております。

一方で①や②の行為については、罰則規定を設けておりません。

最後に、「適用上の注意」についてですが、説明の前に、本条例と他県の同様の条例との違いについてまず説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、本条例は声がけ等の禁止行為を設けておりますが、そのことによって、日頃の挨拶等、正当な地域活動の中での声がけが萎縮してしまうのではないかと懸念がございました。

そこで、本条例では、先行的に同様の条例を実施していた奈良県、大阪府、栃木県の3府県で禁止行為とされておりました、「甘言等を用いる」に加えまして、さらに「人目のない場所に誘いこむこと」を禁止行為の要件に加えております。

一般的に挨拶等の通常地域活動においては、声がけを行ったとしても、さらに人目につかない場所に連れ込むようなことは行いませんので、こうした要件を加え禁止行為の範囲を明確にし、かつ狭めることで、通常の声がけと一線を画し、地域活動の萎縮につながらないような工夫を行っております。

その上で、さらに、条例の本文内に、「条例の適用に当たっては、県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なわないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分に留意すること」と適用上の注意を明記しており、地域活動について配慮を行っております。

簡単ではございますが、子ども条例の概要については、以上となります。

続いて、施行状況について御説明いたします。

右上に資料3と記載されましたA4の資料をご覧ください。

項目の1から4につきましては、ただ今説明したとおりとなっておりますので、項目の5をご覧ください。

こちらは、各禁止行為ごとの条例違反数となっております。

なお、先ほど、5つの禁止行為があると御説明いたしましたが、④にあたる身体等を掴む行為と、⑤の進路に立ちふさがる行為について、実際は、両方とも同じ子ども条例第7条第4号において規定されている禁止行為となっております。

県民の皆さんに説明する際は、よりわかりやすくするため、リーフレットのとおりに④、⑤とわけて、全部で5類型と説明しておりますが、条文上では、4種類となっております。

また、件数については、警察が認知した件数となっております。概ね警察に通報・相談があった件数と思っております。一方括弧書きの件数については、警察による警告があった件数となっております。平成29年9月現在では、警告までは実施されていますが、検挙された人はまだいないため、罰則規定が適用された事例はございません。

さて、件数ですが、平成28年につきましては1月から12月までの1年分の件数ですが、平成29年につきましては1月から9月末時点の件数となっております。

そのため、集計期間が異なっているのですが、件数としましては、平成28年が282件に対して平成29年は9ヶ月間で既に257件発生しております。単純計算ではございますが、仮にこのペースで年末まで増えるとすると、340件程の発生が見込まれ、前年度比で2割程の増加となります。

ただし、こちらにつきましては、本条例が施行されて、私ども行政としまして、様々な場面で広報・啓発活動を行っております。そうしたことで、県民の皆様の安全・安心に関する意識が高まったことにより、以前より積極的に警察に御相談いただいていることによるものと考えております。

実際に、例えば学校等では、不審者が発生した場合は、すぐに警察に御相談いただくようにされていると聞いています。

こうして、警察で把握しました不審者情報につきましては、警察のセキュリティーメール等で県民の皆様にお知らせいたしまして、地域の防犯活動等に役立てていただいております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

○大淵憲一会長

どうもありがとうございました。

子どもを犯罪の被害から守る条例が施行から2年がたったということで、施行状況を中心に、条例の内容など要点を御説明いただきましたが、ただ今の説明について御意見やご

質問がありましたらよろしくお願いいたします。

○大淵憲一会長

資料の3についてお尋ねしていいですか。わかればいいのですが、項目の5に認知件数と括弧内に警告数が記載されているのですが、これは基本的に違反の通報があった場合に、行為者が特定できた場合には、必ず警告をするということによろしいでしょうか。つまり、誰がいつどこで何をやったのかがわかった件数が警告数と同じ数ということによろしいでしょうか。

○県民安全対策課

警察本部の県民安全対策課の佐藤と申します。ご質問の関係ですけれども、特定されることが前提となります。

○大淵憲一会長

特定されると、必ず警告されるということでもいいのですね。

○県民安全対策課

はい。

○大淵憲一会長

わかりました。どうもありがとうございます。
ほかいかがでしょうか。

ただいまの条例についての御意見やご質問を承っていますが、先ほどの議事の1番目の各種防犯指針につきましても、何かお気づきの点がございましたら、この機会にご発言をお願いします。

○齋藤浩美委員

先ほどの犯罪のないみやぎ安全安心まちづくりの指針についてですけれども、質問とか意見ではないのですが、感想として、だいぶ（一回目の委員会の意見について）ご対応いただいたため、委員としましては汎用性に富んでいるなと感じましたし、また、運用する場面におきましても、総則に方向性がきちんと明記されたことで、この後に記載された内容が、大変わかりやすくなったなと思っております。マンパワーの発揮があつてこそ、この指針が運用されるということもわかりますので、いい形で改定されたなと感じています。

その感想をこの場で県民の代表として述べさせて頂きたいと思います。本当にありがとうございます。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

○西條由紀子委員

子どもの犯罪の話ではないのですが、その前に議題に上りました共同住宅のエレベーターについて、(ザンペイソフ委員から)とても参考になるいい事例をお聞きしましたので、「モニターで補足する」という対策を書き込んでみてはどうかと思いました。具体性が出ると思います。

○大渕憲一会長

その点いかがでしょうか。

○事務局

そのように対応したいと思います。

○大渕憲一会長

エレベーターの件は、今御意見がありましたように、「モニター等を設置するように」等と書いていただいた方がよいということでした。よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。

○佐々木昌英委員

宮城県防犯協会連合会の佐々木と申します。

ただ今、説明を受けまして、指針の内容も見させていただきましたが、非常に素晴らしいと思います。

ただし、これだけ多くの内容を、県民に如何にして周知して理解してもらえるか、要するに如何に安全・安心まちづくりに活かし実現するかということが非常に重要だと思います。

それから、パブリックコメントを実施して、意見がなかったということですが、それは、非常に素晴らしい内容であるということもあるかと思いますが、県民になじみが薄いからということが大きいのではないかと思います。

また、私ども防犯協会は安全・安心まちづくりの実働部隊として、第一線現場で直接パトロールをしたり、子どもたちの安全・安心のための見守り活動を実践しているわけですが、防犯活動の現状を見ますと、防犯協会や、ボランティアの方々が非常に高齢化しており、後継者づくりに非常に苦慮しているところです。70歳、80歳の方が夜間寒い中パ

トロールをしたりしており、非常に気の毒だな、申し訳ないなと感じています。これから如何にして若い人達に防犯活動に参加していただけるかということが非常に大きな問題・課題と感じています。そこで、大学生や学生の方々にボランティアとして活動していただくように、働きかけをしているのですが、中々参加してもらえず、高齢者の方にすぎるほかないというのが現状です。

今後、こうした課題を踏まえ色々な団体や事業主の方々に對し、(行政が)「指針をつくりました。はい終わり。後はみなさんよろしくお願いします」となってしまいますと、こちらから、相手方に真意が伝わらないということになりますので、これを如何に周知していくか、そして如何に目的の実現に向けて有効活用していくかが重要になると思います。

先ほど、子どもを犯罪の被害から守る条例に関する説明の中で、被害が増えているのは、それだけこの条例が県民の皆様に浸透しつつあり、その裏返しとして、件数が増えてきていると説明がありましたが、この指針についても、同じようになつて欲しいと期待していますのでよろしくお願いいたします。

○大淵憲一会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの委員の意見はもっともでございますが、多分多くの委員が同じように、この立派な指針をどのように活かしていくかということについて、気持ちを持っていたと思いますので、事務局の方で、周知や活用方法についてプランがございましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局

仰るとおり、やはりこの指針については、作るだけではなく、如何にして県民の皆様に周知していくかということが非常に重要であると考えております。

その上で、周知の方法につきましては、現時点での予定ではありますが、冊子を3千部程作成いたします。また、冊子ですと本文だけで61ページ、チェック表を入れますと75ページになりますことから、ダイジェスト版という形でリーフレットを4万5千部作成する予定となっております。

その4万5千部を、マンションの管理組合、学校、防犯関係者の方等、実際に活用される方に、業界団体等を通じて配布していきたいと考えております。

ただ、リーフレットを配布して終わりではなく、実際に業界の方のところに赴いて、御説明差し上げたり、社会施設における防犯訓練を実施する等して、防犯指針の周知に努めていきたいと考えております。以上です。

○大淵憲一会長

よろしくお願いいたします。

他に御意見いかがでしょうか。

○浅野かおる委員

こちらの(子ども条例の)リーフレットの上の方に記載されています、「子ども110番の家」について、事業者の責務のところに記載されていますが、この110番の家は、事業者だけが登録できるものなのか、つまり、一般のご家庭でも登録できるのでしょうか。というのも、私が小学校のPTAをやっていた時に、私の子どもが小学校に入学した時は子ども110番の家が10周年を既に迎えていたので、そういった制度があったのは知っていましたが、子どもが卒業するまでの間に、子ども110番の家に関して、「新しくこの家が登録されました」とか「この家は登録が廃止されました」といったお話がなかったんです。私の住んでいる地域でも、小学校、地域、行政の連携ということで様々な取り組みを行っており私も委員を務めています。その中でも「子ども110番の家ってどうなっているんだっけ?」といった地域の意見もあって、学校の先生もよくわかっていないという状況でした。長く110番の家の活動をされている参加者から、「警察に聞くのではなかったっけ?」という意見もありましたが、正確にはわかりませんでした。

子ども110番が増えると、子どもたちも、通学途中で「こういう家もあったんだな」という安心感を得ることができますし、犯罪だけでなくJアラートも——つい最近も早朝に鳴りましたが、——通学途中の子どもたちが、家に帰った方がいいのか、このまま学校まで走って逃げた方がいいのかを悩んだ時にも、「ちょっとごめんなさい」といって、入れてもらえることができるように、この子ども110番の家がどうなっているのかを皆さんに周知して登録してもらえるようにしてもらえばいいのではないかと思います。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。

子ども110番の家が、どのように設置され、利用されているかというご質問だったと思いますけどいかがでしょうか。

○事務局

子ども110番の家ですが、地域によって委嘱方法がまちまちとなっております。例えば、ある地域では、小学校が事務局となって、小学校が指定しているというところもありますし、PTAが指定するという地域もあります。また、個人住宅であれば、子ども110番の家になりますが、これが事業所になりますと、子ども110番の店となったり、社用車だと、子ども110番の車になっている例もあります。

さらに子ども110番の家では、黄色いプレートをご覧になった方が多いと思うのですが、実はあのデザインも宮城県内で統一されたものではなく、各地域の独自色を出している例もあります。

そういう事情ではありますが、子ども110番の家を周知していかななくてはならないという点には変わりはありませんので、警察等と連携して、周知の方を図っていきたくと思います。

○大淵憲一会長

事業者だけではなく、一般の家庭も地域によってはありうるということですので、また、改めて地域の方で御相談いただければと思います。

○藤澤美子委員

今子ども110番の家についてのお話がありましたので、私の方も思っていることとお話したいと思います。私のまちも、110番の家の見直しをかけているところです。震災前までは、毎年更新や継続の依頼を行っていたのですが、震災のゴタゴタの中で名簿の紛失等色々ございまして、新たに2年くらい前から、更新や継続の依頼を行っています。

ただし、被災地域の戸建住宅ですと、人がいなくなったりもしますので、設置の推進よりは、長く活動されている方に継続してお願いしていく方がいいのかなと考えております。

○大淵憲一会長

ありがとうございます。

この子ども110番の家は、県のどこかの部署が所管されているのでしょうか。実施自体は各地域で行われているようですが。

○藤澤美子委員

私のまちでも、独自の対応マニュアルとして、フローチャートのようなものをつくったのですが、県警か警察庁のホームページを見ましても掲載されておりまして、それをラミネートして、各家に「こうなったらこうしてください」説明したうえで、継続いただけるかどうかを、また、日中どなたがいらっしゃるか等を確認しています。

また新年度には、新しい小学校一年生が地域をめぐって、子ども110番の家にも挨拶に行き、お互いが顔を合わせるといった活動も行っています。

○大淵憲一会長

藤澤委員の地区では、かなり活発に取り組まれているように見えるのですが、県の方はいかがでしょうか。

○事務局

宮城県の方では、所管していないのですが、かと言って、県警で所管しているかという点と必ずしもそうではありません。各自治体や地域によって事務局が、——例えば学校、PTA、

また、各警察署の生活安全課や地域課がそれぞれ取り組んでいる状況でして、もちろん、全県的にそういった活動を広げていくということは重要なのですが、上部組織として県や県警本部が指導していくという制度とはなっておりません。

○千葉邦子委員

富谷市立あけの平小学校の校長の千葉でございます。子ども110番の家に関しましては、本校の地域でも長く見直しがかけていなかった状況でした。そういうことが話題になったのは、地域の小学校と中学校が2年ごとに事務局を交代して、地域の方と一緒に会議を行っていく「あけの平地区健全育成連絡会」がございました。その中で地域安全マップを2年に1度ずつ作成しており、子ども110番の家も地域安全マップに記載しています。随分前になるんですが、初めて作成した段階で、警察の呼びかけにより設置された家そのまま見直されていなかったこともあり、最近ではコンビニ等の新しい事業所ができる等、子ども110番の家になっていただきたい事業所も開設されていることから、毎年の見直しが必要と考えています。ですので、事務局となった小学校と中学校——中学校からは、「主に使うのは小学生なので小学校で頑張ってください」と言われているのですが——どこが事務局かというものはっきりしなかったので、今年度については、あけの平地区健全育成連絡会が中心となりながら取り組んでおります。連絡会には町内会長さんも構成メンバーに入っておりますので、地域から「ここがいいのではないか」と推薦をいただいたり、お話をとおしていただいていたりにしています。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。

○事務局

少し補足がございまして、子ども110番の家について、県内の全体像を現状では捕まえていないことがわかりましたので、今後、警察と協力しながら、県内各市町村でどのような取り組みを行っているのかを調べまして、来年度の委員会になるかと思いますが、皆様に御報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大淵憲一会長

ありがとうございます。

お話の中で、制度ができてもう10年以上が経っているということで、かなり地域差もあるようですので、もしわかるのであれば、そうしたことを教えていただければと思います。

他にございませんでしょうか。

○竹田英子委員

補導員協会の竹田と申します。補導員の活動は中学・高校がメインとなりますので、あまり子どもの安全・安心のほうには力がまわらないのですが、先ほど、防犯協会の佐々木委員からお話がありましたように、色んな活動の中心となるボランティアの方はやはり高齢化しておりますので、本当にこれを実施していくために何が必要かを一番に考えなければいけないと思うんですね。それで、若い人では、補導員とは別に、「ボラリス宮城」とか、そういう活動で大学生を入れたり、中学生にも「アルカス」ということで活動していただいているんですが、大学生も授業の中でボランティアとして参加するのは忙しいんですね。一方で、将来教職員になるためには、小学校の実態把握や、小学生の安全・安心について考えることは非常に大切なことでありますので、県や教育委員会の方から、大学に協力要請を依頼して、地域安全マップや見守り活動に参加することを授業の一環としてもらえるよう、働きかける必要があるのではないのでしょうか。そうすれば、行政としても、防犯として活動する人員を確保できますし。

それから、さっきのお話にもありましたが、どこが主体となって行っているかわからないまま進めていると、地区によって役に立っているところと役に立っていないところが出てきますので、きちんと調べた上で、一番適切なやりかたで取り組んだ方がいいと思います。

また、何万部とリーフレットを作っていただくのですが、やはり、実際に活動しているところにはちゃんと届くのですが、そういうことをやっていない人のところには、中々届かないんですね。どうすればそういうところに届くのか——マンション協会とか事業者には届くと思うんですけども、そうではなく、一般家庭等に届けるにはどうしたらいいのか。例えば、PTAに配布して、会議の際に説明してもらおう等、現実的な方法も考えていけば、有効な形になるのではないかと思います。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。

3つほど御指摘があったかと思いますが、1点目は、先ほども質問と回答があった防犯指針の周知をどのように進めていくかでして、委員からは一般家庭を含めて広めていって欲しいということでした。2つ目は、たまたま110番の話もでておりましたけども、様々な防犯活動はしていますけども、活動状況を正確に把握してくださいということだったと思います。

3つ目は佐々木委員もおっしゃっていましたが、防犯ボランティアを育成するっていうことなんですけど、これは指針の中にもあったかと思いましたが、それを是非若手のボランティアの育成に力を注いで欲しいという意見もございましたので、これについて、事務局の方で何かお考えやプランがございましたらお願いいたします。

○事務局

教育委員会の所管と関わる場所もございますので、御意見があったことを伝えまして、
どういうやりかたができるのか、また、こちらと協力して何か出来るところがないかを検
討してまいります。

○大淵憲一会長

よろしく申し上げます。

指針の報告の際に、そういう項目が入っておりますので、今のご質問についても、お答
えできるようよろしく申し上げます。

○今村敏男委員

蔵王町の今村と申します、

今の話に関連してですが、蔵王町では、平成25年に「蔵王PSC」という中学校の生徒と
警察を結んで、中学校時代から防犯の意識を高めようと活動を行っています。今年で4年
目になり、毎年中学生が卒業していくわけですが、継続して安全・安心まちづくりに寄与
する活動を行っています。

活動の内容としては、商店街に出向いてチラシやティッシュを配ることが主なのですが、
お客様に対しても声掛けをして一緒に住みよいまちをつくりましょうという活動を行っ
ております。事例発表をさせていただきました。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。蔵王町で行われている中学生を対象とした防犯活動・防犯教
育に関する紹介がありました。こういったことも含めて地域の様々な活動を調べていただ
ければありがたいと思います。

○沼田和之委員

仙台市の沼田でございます。先ほどから出ておりました、この指針が完成した時の周知
の問題は、私も非常に重要なことだと思っております。特に先ほども言及がありました基
本的な考え方が明記されたということが非常に重要でして、この部分を丁寧に説明するよ
うなリーフレットが望ましいかなと考えております。この、「入りやすく、見えやすい」と
いう考え方も、こういった理論・考え方を聞いたことがある人にとってはわかりやすいと
思うのですが、一見、関わってこなかった人がこのフレーズだけ聞くと非常にわかりにく
いと思います。

リーフレットの中では、「この部分」という理念さえ共有していただければ、後は、応用
ということになりますので、——逆に具体的なことばかりの紹介だけですと理念が見えな
くなってしまいますので、——リーフレットを作る際には丁寧な説明をしていただければ

と思います。

○大淵憲一会長

ありがとうございます。リーフレットを作成する際に関する意見でしたので、是非参考にさせていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

○千葉邦子委員

痛ましい事件等も多く、保護者の方々の安全に対する意識が、大変高くなっております。関心も高くなっており、各学校でも、安全・安心については、最重要課題ということで、取り組んでいるところです。その中で、本日新たにできました指針の中に児童等の安全の確保に関する指針として、「被害防止教育の推進」というのを新たに明記していただいたことは大変良い指針だと思います。学校でもそういった課題にあわせて、防犯教室等を既にどの学校でも行っております。交通安全のみの安全であった時代から、今は不審者等の対策・また、最近では携帯の普及率の増加に伴い、SNSの利用に関するモラルも含めた携帯電話の安全教室等も行っているところです。県警の生活安全課の方ですとか、警備会社さんですとか、携帯電話の会社の方に、出前授業等を用意していただいておりますので、公的機関の実施する講座等を含めて、そういったものを利用させていただきながら進めているところです。特に今、話題になるのは、情報の安全の部分について、子どもたち自身が、被害者にならないように、また加害者にもならないように、安全について指導を行っているところです。

この指針を受けて、こうした努力を進めていきたいと思います。本当にありがとうございます。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。

千葉委員からは、学校における安全防犯教育の実施について、実例等について紹介いただきました。

この件について事務局から何かございますか。

○事務局

県の共同参画社会推進課の青少年育成班の渡邊と申します。

私の方からは、ただ今御意見のありました、青少年インターネット安全利用へ向けた青少年健全育成条例の規制の概要と県の取組状況について、簡単にではございますが、この場をお借りいたしまして情報提供をさせていただきます。

なお、只今からご説明申し上げます青少年健全育成条例は、先ほど事務局から説明差し

上げました子どもを犯罪の被害から守る条例とは別のものとなりまして、青少年を取り巻く環境の浄化を目的としているところがございます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

始めに、皆様ご承知のこととは思いますが、青少年の健全育成を阻害する恐れのある有害情報の閲覧ツールは、雑誌などの紙情報からインターネット情報にそのウェイトが移行しているところであります。ウェブサイト上には、「わいせつ描写」や「残虐な描写」、「犯罪や自殺を誘発する描写」があふれていまして、このような有害情報から青少年を保護するための取組として、県では、保護者や青少年自身に対するネットモラルの広報啓発活動といったソフト面での対策を図る一方、ハード面での水際対策といたしまして、県の青少年健全育成条例の中で、青少年有害情報を遮断するフィルタリングの普及を目的として、d o c o m o や K D D I , S o f t B a n k といった携帯電話事業者や保護者に対する義務規定を設けているところでございます。

それでは、条例の義務規定の概要について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、条例とは別の法律で「青少年インターネット利用環境整備法」という法律がありますが、その法律の中で「青少年使用にかかる携帯電話契約を行う際には、保護者が不要と申出をする場合を除き、フィルタリングを提供して契約をしなければならない」と義務規定がありまして、その義務規定を受けて、さらに事業者の対応が実効性を保つように県の条例の中で上乘せ等をする形で義務規定を設けているものとなります。

お手元に配布の参考資料、青色リーフレット「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」の裏面を参照いただきたいと思います。

下の方に記載しております携帯電話事業者等の義務につきましては、大きく分けて3点ございまして、1点目が「契約に際して青少年が端末を使用するかどうかの確認義務」2点目が「青少年使用にかかる契約時に、保護者等に対してフィルタリングの必要性などについて具体的な項目を挙げて説明するとともに、その重要事項を記載した書面を交付する義務」3点目が「保護者からフィルタリング不要との申出を受けた場合には、不要な理由を記した、不要申出書面を受け取り一定期間保存する義務」を課しています。

これらの義務規定について、事業者側、特に実際に履行する店舗側に対して周知を図り指導を行うために、昨年度、県では県下の対象店舗に対して立入調査を実施しております。

お手元に配布の資料4-2「携帯電話事業者等に対する立入調査結果について（平成28年度中）」を参照いただきたいと思います。

項目3の調査対象ですが、合計で112店舗実施をしております。うちキャリアと呼ばれているd o c o m o や K D D I , S o f t B a n k などの専売店、いわゆる「携帯ショップ」と呼ばれている店舗については、全体の約7割となる99店舗を実施しております。

項目5において、実施結果を示させていただいておりますが、全112店舗中、説明等義務項目の一部不足などによりまして、5店舗を現地で指導すると共に、東北支社などの親元に対しても指導を実施しております。また、今年度、違反店舗の5店舗については再

度立入調査を実施し、改善状況を検証したところであります。

このように、県では、条例の中で携帯電話事業者等に対する義務規定を設けフィルタリングの普及へ向けた取組を実施しているところでありますが、本年6月に青少年インターネット環境整備法が改正され、店頭におけるフィルタリングの有効化措置義務などが新設されたことから、条例においても法との整合性を図りつつ、さらなるフィルタリングの普及へ向けて条例の一部改正を検討しているところでございます。

フィルタリング有効化措置とは、フィルタリングソフトウェアのインストールやそれに伴うOSの設定を指しまして、この義務を受けて携帯ショップ等の店頭では端末機器を契約者に手渡す前に事業者側でフィルタリングの設定まで実施するというものになります。

お手元に配布の資料4-1「青少年健全育成条例の一部を改正する条例(案)の概要」を参照いただきたいと思います。

項目2に主な改正点を載せておりますが、大きく分けると4点ございます。

1点目が、義務規定にかかる携帯電話端末等の拡大ということで、これまで義務規定の対象となっていた携帯電話端末——スマートフォンを含みます。——とPHS端末に加えてCellular機能付タブレット端末などが含まれるというものになります。

2点目が、義務規定にかかる契約形態の明確化ということで、これまで対象としていた契約形態のほか、契約者変更時や機種変更時においても義務の履行を実施するように改めるものとなります。新規契約だけではなく、機種変更等を行う場合にも、その都度、保護者等に対して、フィルタリングの必要性等について説明を行ったり、若しくは法改正に基づきフィルタリングソフトウェアの有効化措置を行うものとなります。

3点目が、フィルタリングの説明等義務にかかる説明項目の追加ということで、これまでの要説明項目にフィルタリング有効化措置に関する項目を追加するものとなります。

4点目が、フィルタリング有効化措置にかかる不要申出書の提出・保存義務の追加ということで、こちらについては項目題名のとおり改めるものとなります。

これらの改正点を盛り込んだ条例改正案の作成へ向けて、県では、先週9日から来月12月8日までの期間を設けてパブリックコメントを実施しております。

只今、皆様ご覧になっている資料がパブリックコメントの資料となりますので、ご意見等ございましたら、HP等を参照の上、ぜひご意見をいただければと思います。

駆け足になりましたが、詳細につきましては資料の方を御参照いただければと思います。私の方からは以上となります。ありがとうございました。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。

インターネット利用に関連して青少年健全育成条例の改正が現在行われているということで、その趣旨の説明でございました。

パブリックコメントの募集も行われているということですが、委員の方で今の説明を受

けて何か御意見等があればお願いいたします。

○大渕憲一会長

青少年といえますと、18歳未満の方でしょうか。

○事務局

青少年健全育成条例の該当する規程の部分に関しては、6歳以上18歳未満が対象となります。

○大渕憲一会長

今までの内容を含めて、他にございませんでしょうか。

青少年健全育成条例の改正につきましては、先ほども申し上げましたが、現在パブリックコメントを募集中ということでございますので、委員の方々も何か意見がありましたら、伝えていただければと思います。

それでは、色々と活発な御意見をいただきましてありがとうございます。

以上を持ちまして、議事については終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(反対意見無し)

どうもありがとうございました。

○司会

大渕会長、ありがとうございました。

防犯指針につきましては、本日皆様からいただいた御意見や御提言を踏まえ、平成30年1月上旬を目処に決定させていただきたいと思っております。

また、子ども110番の家につきましても、改めて御報告させていただきたいと思っております。

その他、本日の次第の中で、改めて御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

また、本日の議題にかかわらず、安全・安心まちづくりに関して委員の皆様へ情報提供したい事項等がございましたらこの機会にお願いいたします。

(意見無し)

よろしいでしょうか。

それでは、以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。
ありがとうございました。